

実質化された人・農地プラン

〔 注:本様式は参考ですので、地域の話合いの結果に応じて、積極的に記載する項目を追加してください。 〕

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
新発田市	佐々木地区① (鳥穴、砂山、両新田集落)	R3.6	

1 対象地区の現状(ha)

①地区内の耕地面積	332.55
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	199.53
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	25.62
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.34
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7.13
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0
(備考)	

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

鳥穴・砂山集落では、70歳以上の耕作面積の割合は低いものの後継者が不足しており、農地も他集落の地権者が多く、現耕作者の離農後の担い手確保が課題となっているが、コロナ禍により話合いの機会が減少している。
両新田集落では、基盤整備による農地集約が完了しており、耕作者は2名の個人のほか、1法人となっているが、耕作者は年齢が高めである。
いずれも高齢化が進んだ場合、担い手不足が課題と考えられる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

離農者もなく現状維持を基本とするが、遠方からの入作といった営農スタイルを見直し、地元中心での営農へとシフトしながら担い手に集約していく。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向 現在のところ貸付け意向はない。
農地中間管理機構の活用方針 離農者が現れた場合は、基本的には農地中間管理機構を活用して担い手へ農地の集積・集約を図る。
基盤整備への取組方針 両新田は基盤整備に伴い農地集約が進んでいる。今後は多面的機能支払交付金を活用して農地維持に努めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
	貸付け	作業委託	売渡
特になし			
計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。